

# 「損害賠償等消費者団体訴訟制度」要綱案

2009年(平成21年)10月20日

日本弁護士連合会

## 目次

はじめに ～適格消費者団体による消費者被害の集団的救済を図る制度の必要性～

- 1 消費者のための実効的な被害回復手段の必要性
  - (1) 消費者被害に対する救済手段の限界
  - (2) 消費者被害に対する集団的な救済手段の必要性
- 2 集団的被害救済のための訴訟主体としての適格消費者団体の役割
  - (1) 集団的被害救済のための訴訟主体
  - (2) 現行の消費者団体訴訟制度における限界の克服
- 3 公正な市場を実現するための違法収益はく奪制度として
- 4 集団的権利救済制度の確立にむけた本要綱案の位置づけ
- 第1 本制度の訴訟追行主体
- 第2 本制度による救済の対象とすべき請求権
- 第3 本制度による集団的救済を認めるための要件
- 第4 本制度による訴えの提起及び訴訟追行許可の審理
  - 1 本制度による訴えの提起
  - 2 訴訟追行許可の審理及び決定
- 第5 本制度による判決の効力及び個別消費者への手続除外権の付与, 通知・公告
  - 1 本制度による判決等の効力の及ぶ主観的範囲
  - 2 通知・公告及び手続除外権の付与の時期・方法
    - (1) 通知・公告及び手続除外権の付与の時期・方法
    - (2) 通知・公告を行う主体及び要する費用の負担
    - (3) 個別通知に必要な個別消費者に関する個人情報の提供
- 第6 損害額の立証及び認定, 賠償金の個別消費者への配分
  - 1 損害額の立証及び認定における特則の必要性
    - (1) 文書提出命令の強化
    - (2) 損害計算のための鑑定
    - (3) 損害額の擬制
    - (4) 相当な損害額の認定
  - 2 賠償金の個別消費者への配分
    - (1) 分配者及び分配方法について
    - (2) 配当の具体的手続及び手続の監督・異議の取扱について
    - (3) 過不足の処理について
- 第7 和解, 訴えの取下げ等
- 第8 その他の訴訟手続上の特則
  - (1) 管轄
  - (2) 訴額の算定
  - (3) 時効
  - (4) 適格消費者団体に対する行政の有する情報の提供
  - (5) 保全処分

はじめに

～適格消費者団体による消費者被害の集団的救済を図る制度の必要性～

## 1 消費者のための実効的な被害回復手段の必要性

### (1) 消費者被害に対する救済手段の限界

国民生活センター及び各地の消費者センターに寄せられた消費者被害は2007年度も100万件を超え、センターに相談が寄せられていない被害も多数存在することを考慮すれば、消費者被害の発生状況は依然として極めて深刻である。

このような消費者被害の特徴として、同種の被害が多数発生するにもかかわらず、一つ一つの被害は比較的低額なものにとどまることが多いことや消費者側に情報力や交渉力が不足していることなどが挙げられる。

このため、被害を受けた消費者が多数存在するにもかかわらず、法的な権利行使をすることに対して法律上もしくは事実上の様々な障壁が存在し、その被害の回復が妨げられているという問題がある。すなわち、我が国における現行の司法的救済システムは、個人のイニシアティブに基づく個別救済を基本としていることから、別表のように被害を受けた消費者が救済を求めるために費用・時間・手続等の面で負担を強いられる場合には、被害者は、被害回復を希望していても、なんらの被害回復手段も利用することなく、被害を受けたままで放置されてしまっているのである<sup>\*1</sup>。

結果として、わが国では消費者被害のほとんどが回復されず、事業者の利得として残ってしまっている現状にある<sup>\*2</sup>。このような状況を社会システムとして放置することは、悪質な事業者を利するのみであって、極めて不適切である。

### (2) 消費者被害に対する集団的な救済手段の必要性

とはいえ、これまでのような個別救済を基本とする現行の民事訴訟制度の基本的な枠組みを前提とする限り、このような消費者被害救済における現状を改善することは基本的に不可能と考えられる。現在の消費者被害救済における限界は、現行の司法的救済システムの限界そのものだからである。

すなわち、消費者被害を典型とする同種の多数被害を実効的に救済するためには、現行の民事訴訟制度の枠組みを超えて、個別被害者の費用・時間・手続の負担

---

\*1 例えば、別表の事例1の外国語学校解約清算金請求事件などは、百万円前後の消費者被害の救済が、現行司法制度においては困難であることを端的に示す事例である。

\*2 「平成20年度版国民生活白書」によれば、2007年度における消費者被害に伴う消費者の損失額は全国で最大3兆4000億円にのぼるものと推計されている。この消費者の損失の大半は事業者の利得となっているものと考えられる。

を最小化した集団的な被害救済制度が必要である。具体的には、訴えの提起や訴訟委任、「選定」といった各当事者の「積極的な行為」が無くとも、一定の範囲の者を全て当事者として集団的・統一的に審理・救済の対象としうるような新しい被害救済の枠組み（オプト・アウト方式）が構築されなければならないと考えられる。

## 2 集団的被害救済のための訴訟主体としての適格消費者団体の役割

### (1) 集団的被害救済のための訴訟主体

オプト・アウト方式による集団的被害救済のための民事訴訟の枠組みは、誰が訴訟追行主体になるにせよ、他人の権利を代位して訴訟追行する側面を持つ。従って、不当な訴訟追行の危険性や濫訴の弊害を防止する観点から、対象事案を適切に選別し、かつ全ての被害者のために適切な訴訟追行を行うことができる能力を有する者に限り、全ての被害者を代表して事業者に対して被害回復を求める民事上の訴えを裁判所に提起する権限を認めるような制度とすることが適切である。

この訴訟提起の主体としては、その目的が民事訴訟手続を通じた消費者被害回復であることを踏まえると、消費者問題に精通するとともに、訴訟を提起するだけの法的な知識・経験を有する者であることが必要と考えられるから、消費者団体訴訟制度における適格消費者団体が適切である（損害賠償等消費者団体訴訟制度）。

### (2) 現行の消費者団体訴訟制度における限界の克服

差止請求を認める消費者団体訴訟制度が導入されて以降、事業者は、適格消費者団体が不当勧誘行為や不当契約条項を指摘した場合、将来に向かって改善に応じる例は見受けられるようになった。しかしながら、自社の勧誘行為や契約条項の違法性自体は認めても、それによって既に損害を被っている消費者（顧客）に対して、その損害を回復する措置を講じる事業者は少ない。むしろ、多くの事業者はそのような対応にきわめて消極的ですからある<sup>\*3</sup>。

また、事業者が問題のある契約条項を一方的に変更してしまったというような場合にも、現行の消費者団体訴訟制度はもはや有効に機能し得ない<sup>\*4</sup>。

さらに、現行の消費者団体訴訟制度は、その差止請求の範囲を消費者契約法や景品表示法、特定商取引法に限定をしており、情報漏洩被害等の不法行為や安全

---

\*3 例えば、別表の事例2～4のように、差止請求訴訟提起を受け、あるいは消費者契約法第41条に基づく事前請求書面を受領すると、その時点よりわずかにさかのぼった時点以降適格消費者団体の指摘にかかる行為は停止したとのみ回答して、当該行為が違法であるとの判断を回避し、個々の消費者への対応や、将来の違反行為が判明した場合における違約金約束を拒否する事業者の実例がある。

\*4 例えば、別表の事例5のように事業者が不当行為を完全に中止してしまった場合には、適格消費者団体には、現状では被害救済のために何ら取り得る法的手段がない。

に対する危害事例に対しては一切対応ができないという限界もある。

このような問題は、まさしく現行の消費者団体訴訟制度が損害賠償請求権を伴っておらず差止請求権のみであることからの限界であって、現行の消費者団体訴訟制度が、過去の消費者被害救済に対して無策に等しく、真の消費者被害の救済の実現には程遠いものであることが明らかとなっている。

適格消費者団体が消費者被害を未然に防止するだけでなく、広く被害救済の活動も行いうるようになることは、現行の消費者団体訴訟制度における限界を克服し、より消費者の利益に資する消費者団体訴訟制度を実現することにもつながるものである。この観点からも、損害賠償等消費者団体訴訟制度を導入することには大きな意義が認められる<sup>\*5</sup>。

### 3 公正な市場を実現するための違法収益はく奪制度として

事業者の違法・不当な行為による利得が当該事業者の手に残されるような状態を放置したままにしておくこと、公正な市場の実現が阻害されるだけでなく、誠実な事業者の成長・発展も阻害されることを意味する。

積み重ねられた消費者の損害によって、事業を継続する事業者の存在を是認しているわが国の現状は、速やかに改善されるべきである。

損害賠償等消費者団体訴訟制度は、被害回復実現可能性の乏しい少額多数被害について、消費者のために有効な被害回復が図られることとなり、公正な市場を実現するための違法収益はく奪制度としての機能も果すことにつながるものである。

なお、事業内容全体が消費者から違法・不当に金員を収奪することを目的としていると目される場合やこれに準じる事業行為については、従業員への歩合給や海外への資産逃避等により事業者の財産が散逸し、被害者の救済が実質的に困難となる事例も多いことから、実効的な包括保全制度を伴った違法収益剥奪のための制度が別途設けられる必要があるが、損害賠償等消費者団体訴訟制度はこれらの違法収益剥奪のための制度と何ら矛盾するものではなく、むしろ共に役割分担

---

\*5 なお、損害賠償等消費者団体訴訟制度を導入することは、加盟国に対し、事業者の取引から生じる消費者の経済的損害の救済を図る仕組みの整備を求める「消費者の紛争解決及び救済に関するOECD理事会勧告」(2007年7月採択)の趣旨にも合致する。同勧告は、ADRや少額訴訟制度のような「個人で提起する消費者のための紛争解決及び救済の仕組み」や、いわゆる父権訴訟制度のような「消費者保護執行機関が消費者のための救済を行い、又は促進するための仕組み」と併せて、「集合的に提起する消費者のための紛争解決及び救済の仕組み」を整備すべきこととしており、具体例として、いわゆるクラス・アクションと消費者団体が経済的な被害を受けている消費者のための代表者として提起する訴訟等を列挙している。

をしながら消費者の利益を擁護していく制度であると考えられる。

#### 4 集団的権利救済制度の確立にむけた本要綱案の位置づけ

本要綱案では、本制度の救済の対象となる請求権につき、その対象を消費者被害により生じたものとする提案を行っている（要綱案本文第2）。

もっとも、集団的な被害が生じやすいと考えられる分野は環境問題をはじめとして消費者被害に限られるものではなく、本要綱案の対象とした請求権以外にも集団的救済の枠組が必要な分野は少なからず存在する。

また、事業者が生じた利得の散逸が懸念されるような事案における資産保全の在り方や、集団的権利救済制度における国等の行政の関わり方など、実効的な集団的権利救済制度の確立のためにはさらに検討すべき点も少なくない。

従って、本要綱案による提言は、集団的な権利救済という大きな枠組みから見れば、適格消費者団体が訴訟主体となって早急に担われるべきと考えられる一部分についての制度提言というべきものである。この意味において、本要綱案は、集団的権利救済の枠組みに関する最終案ではなく、今後の包括的な検討に向けた最初の一里塚として位置づけられるべきものである。

日本弁護士連合会としては、本要綱案による提言を踏まえ、今後、集団的権利救済の在り方について、さらなる議論・検討を引続き行っていくものである。

## 第1 本制度の訴訟追行主体

### 【要綱案】

適格消費者団体は、本法の定めるところにより、共同の利益を有する多数の消費者の救済を図るため、裁判所の許可を得て、自己の名をもって損害賠償等消費者団体訴訟の追行をすることができる。

### 【解説】

「はじめに」において指摘したように、この訴訟制度における訴訟提起の主体としては、その目的が消費者被害による損害の回復であることを踏まえると、消費者問題に精通するとともに、訴訟を提起するだけの法的な知識・経験を有する者であることが必要と考えられるから、消費者団体訴訟制度における適格消費者団体がもっとも適切である。

このように訴訟提起の主体を適格消費者団体に限定することは、自己の利益のみを追求する不適切な者が訴えを提起することを防止し、被告となる事業者だけでなく、訴訟の結果に拘束されることになる個々の被害者の利益をも擁護することにつながるものである。

## 第2 本制度による救済の対象とすべき請求権

### 【要綱案】

損害賠償等消費者団体訴訟における訴えの目的となる請求権は、多数の消費者が同一の事業者に対して有する金銭債権であって、以下のいずれかに該当するものとする。

消費者が事業者に対して有する下記の損害に関する不法行為による損害賠償請求権

- (1) 事業者によって消費者に対してなされた不当勧誘行為若しくは不当表示(いずれも消費者団体訴訟制度において差止請求の対象とされるものに限る)により当該消費者に生じた損害
- (2) 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故により消費者に生じた損害
- (3) 虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する事業者の行為により消費者に生

じた損害

(4) 個人情報取扱事業者(個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十七号)第二条第三項に定める者をいう。以下、本号について同じ。)である事業者が、個人情報の保護に関する法律第十六条、第十七条、第二十条ないし第二十三条に規定する個人情報取扱事業者の義務に違反したことにより消費者に生じた損害

消費者契約における強行規定に反して無効である契約若しくは条項のために消費者の損失によって事業者が利益を受けたことに基づく消費者の当該事業者に対する不当利得返還請求権

消費者契約が取消し、解除その他の原因により効力を失ったために、消費者の損失によって事業者が利益を受けたことに基づく消費者の当該事業者に対する不当利得返還請求権

消費者契約において事業者の債務の不履行によって生じた消費者の当該事業者に対する損害賠償請求権

消費者が事業者に対して有する製造物責任法第3条に基づく損害賠償請求権

#### 【解説】

本制度は、事業者の事業活動によって多数の消費者が同種の被害を被っている場合において、その被害救済を集団的に実現することを目的とする制度である。したがって、本制度によって扱うことのできる請求権は、当該目的に沿ったものである必要がある。

すなわち、複数の消費者に、その消費者たる立場ゆえに、ある事業者の特定の事業活動に起因して、同種の損害が生じている場合に、当該損害相当額の請求権として想定されるものが、本制度による救済の対象とされるべきである。具体的には、以下の請求権が考えられる。

複数の消費者が、現行の消費者団体訴訟制度における差止請求の対象になるような事業者の行為によって、消費者が本来望んでいなかった商品・役務、あるいは消費者の正当な期待に添わない商品・役務を取得し、その対価として出費を余儀なくされた場合における、不法行為に基づく損害賠償請求権。及び、事業者による消費者の生命・身体・財産を害する行為、消費者の利益を不当に害する行為、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する行為によって消費者が損害を被った場合における、不法行為に基づく損害賠償請求権。

現行の消費者団体訴訟制度における差止請求の対象となる無効な契約条項、又は民法、特定商取引法などの法律の強行規定によって無効とされている契約

条項に基づいて、契約の一方当事者である事業者が、契約の相手方である消費者から金員等の交付を受けた場合における、不当利得返還請求権。

消費者契約が取消し、もしくは解除等の原因によって効力を失った場合における、消費者が事業者に対して有する不当利得返還請求権

契約の一方当事者である事業者が、契約の相手方である消費者に対して契約上の債務を履行しないことによって消費者が損害を被った場合における、債務不履行に基づく損害賠償請求権。

製造物責任法に基づく損害賠償請求権。

事業者が個人情報保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者の義務に違反したことによって消費者が損害を被った場合における、不法行為に基づく損害賠償請求権。

### 第3 本制度による集団的救済を認めるための要件

#### 【要綱案】

裁判所は、提起された損害賠償等消費者団体訴訟が次の要件のいずれにも該当するときは、決定をもって、当該損害賠償等消費者団体訴訟の追行を許可する。

当該訴訟に係る訴訟の目的が、共同の利益を有する多数の消費者の有する第 9 条（救済の対象となる請求権）に定める金銭債権であるとき。

訴訟の目的である多数の消費者の有する金銭債権に関する主張または立証につき、対象消費者を当事者として当該訴訟に参加させることなく適切になし得ると認められるとき。

原告である適格消費者団体が対象消費者の利益のために適切に当該訴訟の追行をすることができるものと認められるとき。

#### 【解説】

本制度は、多数の同様な被害が発生する消費者被害の被害者を実効的かつ迅速に救済するため、個別救済が困難であるようなケースや集団的・統一的救済を早期に行うことが適切であると考えられるようなケースにおいて、個別救済を原則とする民事訴訟の例外的手続として規定されるものである。かかる観点を踏まえて、本制度による集団的救済を認める要件を定める必要がある。

なお、これらの要件具備の有無の判断については、本制度に基づく訴えの提起後、本制度に基づく訴訟追行の許可といった形で口頭弁論開始前に受訴裁判所が行うのが適切と考える。その理由については、第4の2を参照されたい。

まず、本制度の目的から、共同の利益がある多数の消費者の有する損害賠償請求

権その他の金銭債権請求である必要がある。多数は具体的に定められないが、複数以上相当数のことである。対象となる金銭債権の制限は別途定められている。

次に、個別救済より集団的・統一的救済を早期に行うことが適切であると考えられる事案が対象となるので、本制度を選択することが適切であるとの要件が必要となる。例えば、多数の被害事例があっても争点や損害額が個々の消費者につきバラバラで個別立証が必要でかつ時間がかかるようであれば、本制度が適切とはいえない。本制度が適切なのは、対象となる消費者の有する権利が、同一又は同種の事実上及び法律上の原因に基づいており損害額を類型的あるいは統計的に算出できるなど主張・立証が類型的に行うことが可能な場合、もしくは被告事業者が有する客観的資料等により容易に損害額を立証しうる場合など、対象消費者による個別の主張立証を求めなくとも適切に審理がなし得ると考えられる場合などである。

さらに本制度の訴訟追行主体が適切である必要がある。本制度は訴えの主体を適格消費者団体に限定するものであるから、通常であれば適切性は問題とはならないと考えられるが、今後適格消費者団体が増加した場合、あるいは特殊専門的な紛争である場合などに問題となる可能性がある。

## 第4 本制度による訴えの提起及び訴訟追行許可の審理

### 1 本制度による訴えの提起

#### 【要綱案】

- 1 損害賠償等消費者団体訴訟の提起は、民事訴訟法第133条第2項の規定にかかわらず、訴状に以下の事項を記載しなければならない。
  - (1) 当事者及び法定代理人
  - (2) 当該訴えの提起が損害賠償等消費者団体訴訟である旨
  - (3) 請求の要旨及び紛争の要点
  - (4) 当該損害賠償等消費者団体訴訟に係る対象消費者の範囲
  - (5) 訴訟追行許可の要件を満たす旨
- 2 請求の要旨においては、その請求の目的となる価額を明らかにすることを要しない。
- 3 原告である適格消費者団体は、口頭弁論の終結の時までに、その請求の目的となる価額を明らかにしなければならない。

#### 【解説】

本制度は、通常の民事訴訟制度とは異なる制度であるため、本制度による訴訟で

あることを明確にする必要がある。また、判決の効力が及ぶ対象となる消費者の範囲を明確にすることは不可欠である。対象消費者の範囲を画するためには、請求権の内容、時的・場所的範囲などを明らかにする必要がある。

ただし、対象消費者の数やそれぞれの損害額は証拠の偏在等のために訴訟提起時点では明確になっていないことが多く、損害総額が確定されない場合が多い、これを訴訟提起時に確定させることは原告に不可能を強いることになる。そこで、訴訟提起時には請求額を記載しないことが必要である。厳格な請求の趣旨及び請求の原因を要求することなく訴訟提起をさせるべきである。

#### 訴状の記載例・・・不当な解約料条項の使用のケース

##### (請求の要旨)

被告は原告に対し、相当額及びこれに対する口頭弁論終結日から支払い済みに至るまで、年5分(6分)の割合による金員を支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

仮執行宣言

##### (紛争の要点等)

#### 1 当事者

#### 2 請求債権発生根拠事実

消費者契約法9条1項に抵触する条項を含む契約の反復継続した締結の事実

具体的な契約事例の存在と解約した消費者に一定の不当利得が発生している事実

#### 3 対象消費者の範囲

平成10年11月1日から口頭弁論終結時までに近畿2府4県に所在する被告営業所取扱の被告との 契約を解約した消費者

#### 4 損害賠償等消費者団体訴訟の追行許可の要件を満たすこと

共同の利益がある多数の消費者に関する紛争であること

主張立証が類型的な紛争であること

原告が適切に訴訟追行できること

## 2 訴訟追行許可要件の審理及び決定

### 【要綱案】

(訴訟の追行の許可)

- 1 裁判所は、損害賠償等消費者団体訴訟の追行の許可の決定をする場合においては、次に掲げる事項を定め、許可の決定の主文に掲げなければならない。
  - 一 対象消費者の範囲
  - 二 対象消費者が除外の申出をすることができる期間
- 2 裁判所は、許可又は不許可の決定をする場合には、当事者を審尋しなければならない
- 3 裁判所は、許可又は不許可の決定をするに当たっては、職権で、必要な調査をすることができる。
- 4 裁判所は、申立により又は職権で、当事者に対して、要件の有無を判断するために必要と認められる文書その他の物件の提出を命じることができる。当事者が提出命令に従わない場合には、民事訴訟法第224条の規定を準用する。
- 5 許可又は不許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 不許可の決定が確定したときは、当該損害賠償等消費者団体訴訟は、取下げられたものとみなす。
- 7 訴訟を提起した適格消費者団体は、許可または不許可の決定がなされるまでは、対象消費者の範囲を変更することができる。
- 8 裁判所は、相当と認めるときは、許可の決定において、申立てられた対象消費者の範囲を変更することができる。ただし、申立てられた対象消費者の範囲を拡張することはできない。

(複数の適格消費者団体が訴えを提起した場合における訴訟の追行の許可)
- 9 民事訴訟法第142条の規定にかかわらず、適格消費者団体は、他の適格消費者団体による被告である事業者、請求の内容が同一であって対象消費者の全部または一部が同一である事件が裁判所に係属している場合であっても、当該他の事件に対する訴訟追行を許可する決定がなされるまでは、さらに重ねて訴えを提起することができる。
- 10 前項の訴えが他の事件の係属裁判所以外の裁判所に提起された場合には、裁判所は、当該他の事件の係属裁判所に移送しなければならない。
- 11 被告である事業者、請求の内容が同一であって対象消費者の全部または一部が同一である訴えが複数提起された場合、裁判所は、訴訟追行許可の要件に照らしてもっとも相当と認められる一の適格消費者団体に対してのみ訴訟の追行を許可するものとし、他の適格消費者団体の訴えについては不許可の決定をしなければならない。

(訴訟追行許可後の対象消費者の変更)
- 12 裁判所は、許可決定後であっても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、決定をもって、対象消費者の範囲を変更することができる。ただし、

対象消費者の範囲を拡張するときにおいては，原告である適格消費者団体の同意，及び控訴審においては，当事者の同意がある場合に限る。

- 13 対象消費者に対する通知もしくは公告がすでになされている場合には，裁判所は対象消費者の範囲が変更されたことを変更前及び変更後の対象消費者に通知もしくは公告をしなければならない。

(訴訟の追行の許可の取消し)

- 14 裁判所は，損害賠償等消費者団体訴訟を追行する適格消費者団体が適切な時期に攻撃又は防御の方法を提出しないときその他適切に損害賠償等消費者団体訴訟の追行をしないとき，当該適格消費者団体に係る認定が失効し，又は取り消されたときその他重要な事由があるときは，利害関係人の申立てにより又は職権で，決定により，訴訟追行の許可の決定を取り消すことができる。

- 15 前項の規定による取消しの決定が確定したとき（次項の規定により損害賠償等消費者団体訴訟に係る訴訟手続が中断するときを除く。）は，裁判所は，当該取消しの決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名その他最高裁判所規則で定める事項を公告しなければならない。

(訴訟手続の中断及び受継)

- 16 損害賠償等消費者団体訴訟について，訴訟追行許可の後に取消しの決定その他の事由により，当該損害賠償等消費者団体訴訟の追行をする適格消費者団体が当該損害賠償等消費者団体訴訟の追行をすることができなくなったときは，その訴訟手続は中断する。

- 17 前項の規定により損害賠償等消費者団体訴訟に係る訴訟手続が中断したときは，裁判所は，申立てにより又は職権で，他の適格消費者団体のうちから中断した訴訟手続を受け継ぐべき適格消費者団体を指定するものとする。

- 18 前項の規定による指定があったときは，当該指定に係る適格消費者団体について，訴訟追行の許可の決定があったものとみなす。

## 【解説】

(1) 本制度による集団的救済を認めるための要件の審理の時期，その主体

本制度による集団的救済を認めるための要件具備の有無の判断については，本制度に基づく訴えの提起後，本制度に基づく訴訟追行の許可といった形で口頭弁論開始前に受訴裁判所が行うのが適当と考える。

本制度に基づく訴訟の効果は訴訟に直接参加しない対象消費者にも及ぶものであるところ，通常の民事訴訟における訴訟要件の判断のように終局判決においてその判断を示すものとする，対象消費者が当該訴訟の結果に拘束されるものかどうか明らかでないまま審理が進むこととなり適切ではないからである。

また、本案に関する審理を行う前に本制度の適用要件の判断のための資料は、本案となる請求権の判断のための訴訟資料と密接に関連するものと考えられることから、本案を審理する裁判所が適用要件の有無を判断した方が訴訟経済に資するものと考えられる。

## (2) 審理の方法等

本制度に基づく訴訟の効果は訴訟に直接参加しない対象消費者にも及ぶものであるから、対象消費者の範囲を許可の段階で明確にしておく必要がある。また、除外手続が必要なため、その期間についても許可決定において定めることとした。

一旦許可がなされれば広く対象消費者に効力が及ぶ制度であるため、慎重な審理が必要である。そのために職権証拠調べを採用した。また、本制度による集団的救済を認めるための要件を判断するための証拠資料については事業者に偏在していることが多いものと考えられるので、申立又は職権で資料提出を命じることができることとした。命令に従わない場合には、民事訴訟法第224条の文書提出命令に対するサンクションと同様のサンクションを設けることとした。

対象消費者の範囲が審理の過程で変更する必要があるとき、又は対象消費者範囲が重なり合う場合の調整の必要があるときが考えられるので、そのための手続規定を置いた。

原告が訴訟追行困難となった場合には、訴訟追行の許可の前であれば、原告適格がなくなった場合には却下、その他の場合には許可をしないとの決定となる。訴訟追行の許可の後には、訴訟の追行の許可の取消し、訴訟手続の中断をし、すでに通知・公告もされ多数の当事者が関係している段階となったことを考慮して、別の適格消費者団体に受継できるとする特則をおいた。

## (3) 同時複数提訴への対応

複数の適格消費者団体によって、同一の案件につき同時複数提訴がされる場合があり得る。被告かつ請求権が同一で対象消費者の範囲が重なり合えば、二重起訴となりうる（ただし、対象消費者が重ならなければ実質的に同一の案件でも二重起訴とならず提訴ができることになろう。例えば、地域ごとに被害者救済のための提起がなされることが考えられる。）

この点、訴え提起の段階で訴訟係属ありとする伝統的な考え方によれば、訴訟追行許可前であっても二重提訴となりうることになるが、適格消費者団体間で拙速な訴え提起をし合うことにもなりかねず、適当ではない。訴訟許可決定の前に単一裁判所に併合のうえ、重なり合う部分については調整をし、調整がつかない場合には、裁判所がより訴訟追行に適した団体に対してのみ訴訟追行許可決定をすることが適当である。

なお、対象消費者の一部のみ重なり合っているような場合には、重なり合った部

分につき訴訟の追行を許可しない適格消費者団体の訴えについては，対象消費者の範囲を縮減した上で訴訟追行許可の決定をなすことになる。

## 第5 本制度による訴訟手続の対象となる個別消費者への手続除外権の付与，通知・公告及び判決効の及ぶ範囲

### 1 本制度による判決等の効力の及ぶ主観的範囲

#### 【要綱案】

(判決効)

- 1 損害賠償等消費者団体訴訟に係る確定判決等は，対象消費者（第 条に基づく除外の申出をした者を除く）に対してもその効力を有する。

(判決)

- 2 損害賠償等消費者団体訴訟に係る判決の主文においては，対象消費者の範囲を掲げなければならない。
- 3 損害賠償等消費者団体訴訟に係る請求を認容する判決の主文においては，被告が当該訴えにおける対象消費者の総員に対して支払うべき金額の総額を当該訴えの原告である適格消費者団体に支払うよう被告に命じなければならない。
- 4 損害賠償等消費者団体訴訟に係る請求を認容する判決の理由においては，被告が当該訴えにおける対象消費者の総員に対して支払うべき金額の総額を算定した根拠となる事項を摘示しなければならない。

#### 【解説】

##### (1) 判決効拡張の必要性

消費者被害を集団的かつ統一的に救済するためには，各当事者の「積極的な行為」がなくとも，一定の範囲の者を全て当事者として集団的・統一的に審理し，救済の対象としうるような枠組みとすることが必要である。

このような新たな枠組みを実効化するためには，訴訟手続に具体的に関与しなかった者も含めて，当該訴訟手続において設定された一定の範囲の者については，当該訴訟手続の判決効が及ぶものとする必要がある。

##### (2) 判決効拡張の理論的根拠及び個別消費者への手続除外権付与の必要性

通常の民事訴訟において当事者にのみ確定判決の既判力が及ぶことが基本（個別効）とされているのは，裁判に参加する機会を与えられた者以外に既判力が及ぶものとする，その者の裁判を受ける権利を侵害するためである。従って，訴訟手続に具体的に参加しない者を含めて一定の範囲の個別消費者全員に判決効が及びうる

ものとするためには、これら個別消費者の裁判を受ける権利が実質的に保障されうる制度とすることが不可欠であると考えられる。

この点、本制度に基づく訴訟手続に自己の権利を委ねる旨の各構成員の明示的意思表示を要求することも考えられるが、これでは現行の選定当事者制度と何ら変わりはなく、先に述べた現行の司法的救済システムの問題点を何ら解決するものとはならず、不適切である。

確かに、裁判を受ける権利は憲法上の重要な権利ではあるが、だからといって、判決効を及ぼす前提として、何も本制度に基づく訴訟手続に自己の権利を委ねる旨の個別消費者の明示的意思表示まで要求しなければならない論理的必然性はない。なぜなら、既判力の根拠として制度的効力と手続保障に求める通説的見解(二元説)によれば、既判力の正当化根拠は主として手続保障にあると考えられ、判決効が及ぶこととなる者に対して十分な手続保障がなされておれば、個別消費者の明示的意思表示が無くとも、個別消費者の裁判を受ける権利を実質的に侵害せず判決効拡張を正当化する余地があると考えられるからである。

具体的には、本制度に基づく訴訟手続の対象となった個別消費者が当該手続からの除外権が付与されていることに加え、本制度に基づく訴訟手続において個別消費者の有する権利が実質的かつ適切に審理されうる制度的保障が確保されていることが判決効拡張を正当化するために必要と考えられる。

なお、個別消費者の有する権利が実質的かつ適切に審理されうる制度的保障の具体的内容としては、本制度の適用を認める要件及び訴えの提起主体の限定、裁判所の監督、和解の制限などがある。

### (3) 訴訟段階で具体的に氏名等を特定し得ない不在当事者への手続保障

一定の手続保障を確保することにより、不在当事者も含めて判決効を拡張することに一定の正当性が認められるとしても、具体的に特定し得ない構成員の権利を実質的にかつ適切に審理することが可能なのか、さらに言えば具体的に特定し得ない構成員を含めた判決をなしうるのかどうかは、別途、慎重に検討される必要がある。実質的審理の確保は手続保障のもう一つの柱となるものと考えられるからである。

アメリカ合衆国クラスアクション訴訟では、このような事案については「クレー

ム手続」<sup>\*6</sup> が活用されている。しかし、「クレーム手続」と同様の機能を有する手続をわが国に導入するとすると、確定判決により訴訟物に関する終局的判断が下されるとするわが国の民事訴訟の基本的仕組みとの整合性が問題となりうる（判決段階では個々の構成員の訴訟物は確定的に判断され得ないとも考えられるため）。

この点、対象消費者の範囲の特定、認容総額の確定、対象消費者の個別認容額の算定方法の明示をさせることによって、判決において訴訟物に関する一定の確定的判断がなされたと考えることが可能である（この場合、事後の配分手続における個々の賠償額の認定基準は判決が示した基準に拘束されるものとする）。

## 2 通知・公告及び手続除外権の付与の時期・方法

### 【要綱案】

#### （通知・公告）

1 裁判所は、訴訟の追行の許可が確定したときは、直ちに、次に掲げる事項を対象消費者（ただし、追行の許可が確定した時において、その氏名及び住所が明らかとなっている者に限る）に対して通知をするとともに、公告をしなければならない。

（１）許可の決定の主文

（２）適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

（３）被告の名称及び住所並びに代表者の氏名

（４）請求の要旨、紛争の要点

（５）対象消費者の範囲

（６）除外の申出をできる旨及び除外の申出の時期、方法

（７）確定判決等の効力が除外の申出をしなかった者に及ぶ旨

（８）その他、最高裁判所規則で定める事項

2 前項の規定による公告は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）

\*6 アメリカ合衆国のクラスアクション訴訟においては、小売商品に問題があったような場合のように、クラス全体の損害額は比較的容易に認定できるが、訴訟段階では誰が被害者でいくら被害を受けたかについては容易に認定しがたい事案につき、判決や和解ではクラス構成員個々の損害額を具体的には認定せず、クラス構成員全員に対する賠償額の総額のみを認定して確定させ、個々の損害額については、事後、個々のクラス構成員に被害の届出をしてもらい、それに応じて賠償金を具体的に支払うという手法がとられることがある。この判決や和解後に行われる支払手続のことを「クレーム手続」と呼ぶ。いわば、判決や和解後に、個別損害の立証、認定、執行をミックスしたような手続を行うものである。

により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く方法，時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態におく措置として最高裁判所規則で定める方法のうちから，当該訴訟における対象消費者の人数，居住地，その他当該対象消費者の特性を踏まえ，当該訴訟に適切な方法でしなければならない。

3 第1項の通知及び公告を行うために要する費用は，その全額を国庫が負担する。

(除外の申出)

4 対象消費者は，除外申出期間内に，裁判所に対して，本法の規定に基づく訴えの追行が許可された訴訟からの除外の申出をすることができる。

5 前項の申出は，書面によりしなければならない。

(対象消費者の氏名及び住所に関する情報の提供)

6 裁判所は，訴訟の当事者に対し，申立により又は職権で，対象消費者の氏名及び住所を明らかにする文書（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出を命ずることができる。

7 前項の命令を受けた当事者が，正当な理由がないのに，対象消費者の氏名及び住所を明らかにする文書を提出しないときは，裁判所は当該当事者に対し通知及び公告に要する費用の支払を命じることができる。

8 対象消費者が，除外申出期間が満了する前に損害賠償等消費者団体訴訟に係る訴訟の目的である金銭債権について訴えを提起したとき（除外申出期間が満了する前に当該訴えを取下げた場合を除く）は，除外申出期間が満了する日に，第4項の申出をしたものとみなす。

## 【解説】

### (1) 通知・公告及び手続除外権の付与の時期・方法

前記のとおり，本制度に基づく訴訟手続の対象となった個別消費者に手続除外権を付与することは，本制度にとって最も重要な意味を持つ手続であるといえることができる。特に，高額な価額の請求権が訴えの目的となるような場合においては，個別消費者の利害に対する影響は重大である。問題は，どのような形で個別消費者に対して手続除外権を付与するかである。手続除外権の付与は，裁判を受ける権利の保障及び判決効の拡張を正当化するためのものであるから，各個別消費者が手続からの除外を求めるべきか否かを実質的に判断しうる形でなされなければならない。

このような観点からすると、手続除外権の付与の前提として、各個別消費者に対して、基本的には個別の通知により、本制度による訴訟手続の存在及びその具体的内容に関する情報を、各個別消費者が手続除外権を行使すべきかどうかの是非を判断しうる程度に提供することが適切であると考えられる。

一方、具体的な氏名、住所の知れない個別消費者に対しては、個別の通知を行うことはできない。このような個別消費者に対しては、手続除外権の保障がないとして当該訴訟手続の判決効が及ばないとする考え方もあり得るが、そうすると購入者の氏名の特定が困難な小売商品が問題となるようなケースでは、本制度の利用が著しく困難となってしまう適切ではない。もとより本制度における個別消費者に対する手続保障は、前記1(2)で述べたとおり、手続除外権の付与だけでなく本制度に基づく訴訟手続における実質的審理の保障と相俟って実現されるものであるから、必ずしも手続除外権付与の前提となる通知につき個別通知によらなければ手続保障が全うされないというものではない。従って、住所・氏名等が知れず個別通知が不可能な個別消費者については、インターネットにおける裁判所や消費者団体などの所定のホームページ・新聞・テレビ・ラジオ等による公告により手続除外権を付与することを可能とすべきである。

裁判所は、個別通知可能な被害者が全体のなかでどの程度判明しているか、対象となる被害消費者の特徴(年齢など)その他、事案に応じて、できるだけ費用がかからないように適切な方法を採用することが適当である

手続除外権の付与は、裁判所により本制度に基づく訴訟手続の追行が許可された段階で1回行うものとするのが適当である。

## (2) 通知・公告を行う主体及び要する費用の負担

手続除外権の付与に伴う通知・公告については、訴訟手続の一環として行われ、裁判を受ける権利の保障及び判決効の拡張を正当化するためのものであるから、裁判所においてこれを行うものとするのが適切である。

通知・公告に要する費用については、

本制度により適格消費者団体自身が直接の利益を受けるものではないこと

被告となる事業者から被害者の損害額の全部の回収ができないような場合には、通知・公告費用の負担のために被害者に損害金を配当できない事態となる可能性も高くなること

通知・公告費用を適格消費者団体の負担とすると、通知・公告費用の回収を考慮し、資力のある事業者を優先して訴訟の相手方とする危険があり、制度の本来の機能を十分に果たせない可能性があること

消費者基本法第3条において、同法第2条に明記されている「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること」を「消費者の権利」として尊

重するという基本理念にのっとり，国は消費者政策を推進する責務を有すると定めていることを踏まえると，消費者被害を集団的かつ効果的に救済することをその目的とする本制度の運用に要する費用を国において負担することに一定の合理性があるものと考えられること

公告については，国において，すでに政府公報のための広告枠や放送枠を確保しており，これらを利用することによって費用の軽減を図ることができること平成21年6月5日に公布され，同年9月1日に施行された消費者庁及び消費者委員会設置法の附則第5項において，政府は，消費者庁関連三法の施行後3年以内に，「適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い，必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところ，損害賠償等消費者団体訴訟における通知・公告を行うために必要となる費用は，現行の差止請求関係業務に要する費用と比較して極めて高額なものとなることは明らかであり，適格消費者団体の活動に対する支援に必要な措置の一つとして，通知・公告に要する費用を国において負担することが，同附則の趣旨にも合致することなどから，下記(3)の場合を除き，国が負担すべきものと考えられる。

### (3) 個別通知に必要な個別消費者に関する個人情報の提供

本制度に基づく訴訟手続の対象となる個別消費者に個別の通知を行うためには，当該個別消費者の住所・氏名等の個人情報を把握する必要がある。このような手続の対象となる個別消費者の個人情報は，被告となる事業者が保有していることも多いと考えられることから，裁判所は，被告となる事業者に命じて，事業者が保有する手続の対象となるものと考えられる個別消費者の個人情報を提供させることができるものとするのが適切である。

あわせて，事業者が裁判所の命令に応じず個別消費者の個人情報を提供しない場合には，それによって生じる公告費用を事業者の負担とすることによって，その履行の確保を図ることが必要である。

なお，本項における当事者の情報提供義務は，訴訟追行許可要件の審理段階における資料提出命令に基づく義務とは異なり，訴訟追行許可がなされた段階において通知の対象となる対象消費者を特定するためのものである。

## 第6 損害額の立証及び認定，賠償金の個別消費者への配分

### 1 損害額の立証及び認定における特則の必要性

本制度に基づく訴訟手続においても，原告となる適格消費者団体において，各個別消費者に生じた損害の額を具体的に主張立証しなければならないとの民事訴訟に

おける主張立証責任の基本的原則が同様に当てはまるものと考えられる。

しかしながら、本制度に基づく訴訟手続においては、訴訟手続に直接参加しない個別消費者に生じた損害の額についても主張立証をし、かつ認定をしなければならないという通常の民事訴訟とは異なった特殊性が認められる。

このような特殊性を持つ本制度に基づく訴訟手続において、通常の民事訴訟と同様の仕組みで審理を行った場合、損害額の主張・立証・認定において著しい困難を生ずるおそれがある。従って、かかる特殊性を踏まえた主張立証に関する訴訟手続上の特則を設けるべきであり、具体的には、例えば、以下のような特則を設けることが必要であると考えられる。

### (1) 文書提出命令の強化

#### 【要綱案】

- 1 裁判所は、損害賠償等消費者団体訴訟において、適格消費者団体の申立により、  
相手方に対し、当該損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人もその提示された書類の開示を求めることはできない。
- 3 裁判所は、前項の場合において、第1項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等に対し、当該書類を開示することができる。
- 4 相手方が、第1項の提出命令に従わないときは、裁判所は、適格消費者団体の損害額の主張を真実と認めることができる。

#### 【解説】

民事訴訟法第220条では文書提出義務の一般規定が置かれているが、適格消費者団体による損害賠償等消費者団体訴訟においては、訴訟手続に直接参加しない消費者に生じた損害の額についても原則として立証しなければならないし、消費者に対する売上数量・売上金額や経費額・利益額といった事項は、ほとんどの場合相手方事業者の保有する内部資料によってしか正確に立証できない

いという特殊性がある。そこで、文書提出義務の特則として、適格消費者団体の申立により「損害の計算をするために必要な書類の提出」を命ずることができるとして、適格消費者団体による損害立証の便宜を図ったものである。

但し、損害の計算に必要な書類が相手方事業者の営業秘密に関する場合、それが提出義務の除外事由である民事訴訟法第 220 条第 4 号二の自己使用文書にあたるかどうかは、上記のような損害賠償等消費者団体訴訟の特殊性に鑑み、慎重に判断すべきである。即ち、相手方事業者の個別消費者に対する売上数量・売上金額や利益額などが単に営業秘密にあたるという理由で書類提出を拒むことは原則として許されないと解するのが相当である。

裁判所は、損害の計算をするために必要な書類の所持者に対して、提出を拒むことにつき正当な理由があるかどうかを、訴訟関係者を排除して開示を求めることができるものとした。いわゆるインカメラ手続を定めたものである。

これにより、証拠調べの必要性のないあるいは提出義務がないと裁判所が認めた部分については、当該部分を除いて必要書類の提出を求めることができるので（民事訴訟法第 223 条第 1 項）、単に営業秘密に関する資料というだけでは書類の提出拒否の正当理由は認められないこととなる。

上記インカメラ手続において、裁判所が必要ありと判断するときは、訴訟関係者に当該書類を開示して意見を求めることができるものとし、民事訴訟法の一般原則である同法第 223 条第 3 項の趣旨をさらに押し進めたものとなっている。

これにより、裁判所の判断いかんによっては、正当理由の有無の審理において、事実上損害立証のために必要な書類の内容を知ることができることもある。

相手方事業者が、裁判所の書類提出命令に従わないときは、損害額についての適格消費者団体の主張を真実と認めることができるものとした。

これは、裁判所が必要に応じてインカメラ手続も利用して書類提出拒否の正当理由の有無につき判断した上で、損害の計算に必要な書類の提出を命じたにもかかわらず、相手方事業者がこれを不当に拒否した場合は、相手方事業者を不利に扱うことは信義則あるいは公平の理念に反するとはいえないからである。むしろ適正かつ円滑な損害額の認定という観点からは望ましいものといえる。

## （２）損害計算のための鑑定

### 【要綱案】

損害賠償等消費者団体訴訟において、適格消費者団体の申立により、裁判所が当該損害を計算するため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者

は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

#### 【解説】

文書提出命令によって相手方事業者から損害の計算に必要な書類が提出されたとしても、その書類が膨大な量であったり、内容が複雑多岐にわたっていることなどから、専門家の鑑定を要する場合がある。そこで、当事者に鑑定に必要な事項について鑑定人に対する説明義務を課したものである。例えば、個別消費者への販売数量や販売単価あるいは利益率などについては、当事者、とりわけ手元に関係書類を保有していることが多い相手方事業者は鑑定人に対して説明を尽くさなければならないことになる。

鑑定人は、訴訟で提出された証拠、文書提出命令で提出された書類、鑑定に際して当事者が提出した資料などによって鑑定を行い、裁判所は鑑定結果を参考にして損害算定をすることができる。

### (3) 損害額の擬制

#### 【要綱案】

- 1 損害賠償等消費者団体訴訟において、適格消費者団体の主張する損害額を否認するときは、相手方は自己の主張する損害額を明らかにしなければならない
- 2 相手方において前項の損害額の主張をしないときは、裁判所は、適格消費者団体の主張する損害額を真実と認めることができる。

#### 【解説】

適格消費者団体は、自ら収集した損害額に関する資料、文書提出命令によって提出された書類などにより損害額を主張立証するが、相手方事業者としてこれを否認する場合は、自ら損害額についての主張及び反証を行わなければならない。そもそも消費者の損害額を基礎付ける書類や資料は、そのほとんどが相手方事業者の手元にあることから、適格消費者団体の損害の主張を否認する場合は、その根拠を明らかにして反論する必要性及び許容性があるというべきである。

相手方事業者において上記損害額の主張を行わない場合は、損害の立証責任が適格消費者団体にあるという形式論に拘泥することなく、損害賠償等消費者団体訴訟の損害立証の特殊性に鑑み、義務を履行しない相手方事業を不利に扱

うことはやむを得ないというべきであり、適格消費者団体の主張の真実擬制を認めるのが妥当である。

#### (4) 相当な損害額の認定

##### 【要綱案】

損害賠償等消費者団体訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事案の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

##### 【解 説】

前記のとおり、本制度に基づく訴訟手続においては、訴訟手続に直接参加しない個別消費者に生じた損害の額についても主張立証をし、かつ認定をしなければならないという通常の民事訴訟とは異なった特殊性が認められる。

このため、事案によっては対象消費者の個々の損害額を基礎づける事実を全て個々に逐一主張立証することが困難な事案が生じる可能性がある。このような事案については、典型的な被害を受けた者を抽出してその者につき具体的損害額を主張立証し、これに基づいて他の対象消費者の損害額の主張立証するといったサンプル立証や類型的ないし統計的立証の方法を認める必要がある。

このような立証の方法は、特段の規定を置かずとも裁判官の自由心証もしくは民事訴訟法第248条により認めることが可能とも考えられるが、本制度においてかかる立証方法をとらなければならない場合がむしろ一般的であると考えられることから、かかる立証方法が可能であるということを明記したものである。

もっとも、本条は、実務では適格消費者団体において文書提出命令申立その他の立証負担軽減措置を講じたうえで適用されるべきものとする。

## 2 賠償金の個別消費者への配分

本制度による集団的救済の対象となっているのは、あくまで個々の消費者の金銭請求権であるから、判決もしくは和解等により被告事業者を支払義務が認められたような場合においては、被告事業者から支払われる賠償金は最終的に個々の消費者において取得されるのが基本となるべきである。このため、判決もしくは和解等の確定後において、賠償金を個別消費者に配分する手続を設けることが必要である。

## (1) 分配者及び分配方法について

### 【要綱案】

1 原告適格消費者団体は、損害賠償等消費者団体訴訟による確定判決等に基づいて事業者等から金銭の支払を受けたときは、本法の定めるところにより、当該金銭を当該確定判決等において定められた対象消費者（第 条に基づく除外の申出をした者を除く）に対して配当しなければならない。ただし、下記の事由に該当すると認められるときは、適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、消費者団体訴訟制度の運用を支援するために設立された基金への組み入れ、その他消費者の利益の増進に資する方法であって政令で定める方法により、当該金銭を処分することができる。

確定判決等に基づいて事業者から支払を受けた金銭の額が、当該訴えに係る訴訟費用、当該確定判決等に基づく強制執行の執行費用、配当手続に要する費用その他当該訴えに係る手続のために要する費用を支弁するのに不足することが明らかな場合

その他、 に準ずる場合として、政令で定める場合

2 原告適格消費者団体は、前項の配当を行うにあたり、裁判所の許可を得て、配当手続を行わせるための補助者を選任することができる。

### 【解 説】

#### 賠償金の分配の必要性とその例外について

本制度の主たる目的が、消費者自ら損害を回復することが困難な被害について救済の方途を創設することになる以上、本制度を通じて事業者等から支払われた金員は、可及的かつ最大限に個々の被害者に金銭を持って分配されるべきである。

例外的に、個別分配を実現するために分配者又は個々の消費者が要する費用が、個別分配金額を上回る等、個別分配を実施することに合理性が認められない場合等にあっては、当該資金を消費者全体の利益のために有効に活用することを可能にするべきである。

具体的には、将来における本制度の活用のための基金、あるいはその用途を消費者教育や消費者行政に限定した国庫納付等が考えられる。

本制度が、事業者に違法な収益を残さず公正な取引社会を実現するという目的の実現のためにも、一定の意義を有するものである以上、個別分配が困難な場合であっても、違法な収益を違法な事業活動をした当該事業者において保持させるべきではない。

### 分配を行う者について

訴訟の追行者である適格消費者団体は、当該事案の被害実態や判決の射程範囲についてもっとも良く理解している者であり、かつ訴訟を通じて事業者から提出された書証等についてももっとも詳細に検討しその内容に通じている者である。これらの知見に基づいて分配手続きがなされることが、もっとも合理的かつ効果的である。

もっとも、事務的な分配手続等を効率的に遂行するために必要な範囲で、当該適格消費者団体が適切と思う者を補助者として活用できるようにすべきである。

破産法における破産管財人代理と同様の扱いとすべきである。

## (2) 配当の具体的手続及び手続の監督・異議の取扱について

### 【要綱案】

- 1 損害賠償等消費者団体訴訟における配当手続に係る事件は、当該訴訟の第一審裁判所の管轄に専属する。
- 2 損害賠償等消費者団体訴訟における配当手続は、破産法の規定に準じて定められるものとする。
- 3 損害賠償等消費者団体訴訟における配当手続に係る事件は、裁判所の監督に属する。

### 【解説】

分配手続の適切性・公正性を担保するため、裁判所の監督の対象とすべきである。そのための監督裁判所は、当該事案について事実認定を含めもっとも事情に通じている第一審裁判所が適当である。

分配者である適格消費者団体と消費者との間で、分配の可否またはその金額の多寡について紛争が生じた場合の取扱を定めるべき必要がある。その場合、類似の場面について法的処理手続きが確立されている破産手続きに準じることが相当である。

なお、適格消費者団体に対して被告事業者より支払われた金銭については、当該適格消費者団体において分別管理させるとともに、被害者に対する分配の目的のため及び本要綱案に定める方法によってのみ、これを処分することができることが明記されるべきである。

## (3) 過不足の処理について

### 【要綱案】

- 1 配当請求の届出を行い配当手続に参加することが認められた対象消費者の請求額の合計額が確定判決等に基づいて事業者から支払をうけた金銭の額より、当該訴えに係る訴訟費用、当該確定判決等に基づく強制執行の執行費用、配当手続に要する費用その他当該訴えに係る手続のために要する費用を控除した額を超えるときは、当該対象消費者の請求額の割合に応じて、配当をする。
- 2 配当手続が終了した時において、確定判決等に基づいて事業者から支払をうけた金銭の余剰金が生じたときは、適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、消費者団体訴訟制度の運用を支援するために設立された基金への組み入れ、その他消費者の利益の増進に資する方法であって政令で定める方法により、当該剰余金を処分することができる。

#### 【解説】

オプト・アウト方式によって、具体的な個別被害の申告を経ることなく、判決によって全体の損害額が確定される以上、理論的には、分配手続の段階で不足が生じる場合がありうるが、その場合は、按分弁済とすべきである。なお、米国のクラスアクション制度の実情に鑑みれば、不足が生じる場合は極めてまれであると考えられる。

全ての個別被害者がもれなく分配の申告をすることは、被害者数が大量になるほど困難になると考えられる。さらには、個別に損害を受けた者の特定が著しく困難な場合も想定される。したがって、不足に対して、余剰が生じる場合は現実にも十分起こりうる。

余剰金の活用先は、個別分配が困難な場合と同様に、本制度の活用のための基金や、用途を消費者教育や消費者行政に限定した国庫納付とすべきであって、事業者に違法な収益を返還するべきではない。

なお、分配に際しては、適格消費者団体が当該訴訟の遂行、執行、配当及びそれらの準備に要した費用（弁護士等に支払った報酬及び費用を含む）が事業者から支払いを受けた金銭から償還されるよう、立法に際し留意すべきである。

## 第7 和解，訴えの取下げ等

#### 【要綱案】

- 1 適格消費者団体は、裁判所の許可を得なければ、損害賠償等消費者団体訴訟に係る訴えの取下げ、請求の放棄、裁判上の和解、上訴の取下げをすることはできない。

- 2 裁判所は、請求に関する当事者の主張、口頭弁論の全趣旨、証拠調べの結果及び裁判上の和解にあっては当該裁判上の和解によって対象消費者が得られる利益の内容を踏まえ、対象消費者の利益を不当に侵害しないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。
- 3 裁判所は、適格消費者団体から第1項の許可の申出をうけたときは、直ちに、次に掲げる事項を対象消費者（ただし、当該許可の申出のときにおいて、その氏名及び住所が明らかとなっている者に限る）に対して通知をするとともに、公告をしなければならない。
  - (1) 適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (2) 被告の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (3) 請求の要旨、紛争の要点
  - (4) 対象消費者の範囲
  - (5) 適格消費者団体より第1項の許可の申出があった旨
  - (6) 対象消費者は裁判所に対して書面により意見を申出ることができる旨、及びその期間、方法
  - (7) 裁判上の和解の許可の申出にあっては、除外の申出をできる旨及び除外の申出の時期、方法
  - (8) 訴えの取下げ等の効力が対象消費者（請求の放棄、上訴の取下げ、裁判上の和解にあっては対象消費者であって除外の申出をしなかった者）に及ぶ旨
  - (9) その他、最高裁判所規則で定める事項
- 4 前項の通知及び公告の方法及び費用については、第 条及び第 条（訴訟進行許可決定段階での通知・公告の方法、費用の国庫負担）の規定を準用する。
- 5 対象消費者は、請求の放棄、上訴の取下げ、裁判上の和解の申出があったことに関する第3項の通知をうけたときは、除外申出期間内に、裁判所に対して、当該損害賠償等消費者団体訴訟からの除外の申出をすることができる。
- 6 前項の申出は、書面によりしなければならない。
- 7 裁判所は、第3項の通知及び公告をした日から2ヶ月が経過しなければ、第1項の許可もしくは不許可の決定をしてはならない。
- 8 裁判所は、第1項の許可をするにあたっては、対象消費者（除外の申出をした者を除く）の意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 【解説】

本制度に基づく訴訟手続においても、訴訟提起を行う者が適格消費者団体とはいえ、その審理の対象となっているのは私人である個別消費者の請求権であり、

特段和解，訴えの取下げ，請求の放棄等をなすことを否定すべき理由はないものと考えられる。

しかしながら，本制度に基づく訴訟手続には訴訟手続に直接参加しない個別消費者の請求権を審理するという特殊性があるため，例えば，原告となった適格消費者団体と被告事業者との間で不適切な内容の訴訟上の和解がなされたような場合には，個別消費者に対する拘束力が生じ，個別消費者の利益が不当に侵害されかねない危険性がある。

このため，本来，訴訟上の和解等は当事者間の意思に基づきなされるものではあるが，個別消費者の利益を適切に擁護するため，本制度に基づく訴訟手続においては裁判所の許可を和解成立の要件とすべきである。

さらに，個別消費者に対して，和解成立前において再度通知・公告を行い手続除外権を付与し，個別消費者において和解に応じるかどうかの判断権を付与することが適当である。なお，この際の通知・公告の方法及び費用負担についても，訴訟追行許可決定段階での通知・公告に準じるものとすべきである。

## 第 8 その他の訴訟手続上の特則

### (1) 管轄

#### 【要綱案】

損害賠償等消費者団体訴訟に係る訴えは，民事訴訟法第 4 条及び第 5 条の規定により，対象消費者の一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。

#### 【解 説】

本制度は，同一又は同種の事実上及び法律上の原因に基づく，個別の対象消費者の有する金銭債権を集団的に取り扱って審理するものであるから，管轄についてもそれらの併合訴訟に準じて扱うのが適当である。

### (2) 訴額の算定

#### 【要綱案】

損害賠償等消費者団体訴訟に係る訴えは，訴訟の目的の価額の算定については，財産権上の請求でないとみなす。

**【解 説】**

適格消費者団体は、被害消費者のために公益的立場で本制度による訴訟を提起するものであり、自ら請求金額を取得するものではない。住民訴訟、株主代表訴訟と同様に訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でないとするべきである。

( 3 ) 時効

**【要綱案】**

- 1 対象消費者の金銭債権の消滅時効は、損害賠償等消費者団体訴訟の提起によって中断する。
- 2 前項に関わらず、損害賠償等消費者団体訴訟に係る訴えが取下げられた場合には、損害賠償等消費者団体訴訟の提起の時から訴えの取下げの時まで消滅時効期間の進行が停止していたものとみなす。
- 3 前2項に関わらず、除外の申出を行った対象消費者については、損害賠償等消費者団体訴訟の提起の時から除外の申出をなした時まで消滅時効期間の進行が停止していたものとみなす。

**【解 説】**

本制度は、同一又は同種の事実上及び法律上の原因に基づく、個別の対象消費者の有する金銭債権を集団的に取り扱って審理するものであるから、対象消費者全員について時効中断効が生じるとするのが適切である。

他方、適格消費者団体による訴え取下げ、対象消費者による除外の申出の場合には、当該消費者につき当初から訴えの提起がなされていなかったことになるから消滅時効期間の進行は止らないこととなるが、対象消費者自らが原告となって訴訟追行をしていたわけではなく、適格消費者団体により訴訟が行われることへの対象消費者の合理的期待があるので、民法第149条とは異なり消滅時効の停止を認める必要がある。

( 4 ) 適格消費者団体に対する行政の有する情報の提供

**【要綱案】**

適格消費者団体は、損害賠償等消費者団体訴訟の提起を適切に行うために必要と認めるときは、消費者庁、地方公共団体その他の官公署に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

## 【解 説】

本制度の適切な運用のためには、訴えの対象となる事案につき、適格消費者団体において、あらかじめ必要な情報が十分に把握されている必要がある。適格消費者団体が不十分な情報しか有しないまま損害賠償等消費者団体訴訟の提起に至ることは、対象となる消費者にとって不利益となるおそれが生じるばかりでなく、不必要な応訴負担を課せられる事業者にとっても不適切な事態である。

従って、多数の消費者に同種の被害が生じている場合において、行政がかかる事案につき被害救済の促進に資するような情報（個別の被害情報、被害が生じた原因に関する情報等）を有しているのであれば、かかる情報を適格消費者団体の求めに応じて提供することは、被害救済の促進の観点のみならず、不適切な訴えの提起を排除するという観点からも、必要不可欠と考えられる。

このような行政の情報提供は適格消費者団体による差止請求制度においても認められているが（消費者契約法第40条）、損害賠償等消費者団体訴訟においては、かかる情報提供がより広範な範囲において必要不可欠となるものと考えられる。

## （5）保全処分

適格消費者団体による損害賠償等消費者団体訴訟制度による救済を実効化するため、保全の必要性が認められるときには民事保全手続を利用しうるものとするのが適切である。このため、対象消費者の請求権を被保全権利として、適格消費者団体が通常の民事保全手続を利用可能なものとする必要がある。この点を明記しておく必要がある。

なお、この場合、訴訟追行許可要件及び被保全債権の額についても、通常の保全申立時と同様に疎明で足りるものとすべきである。

また、事業者が生じた利得の散逸が懸念されるような事案等においては、事業者の資産を包括的に保全しうるような枠組みが必要であり、引続きその具体的な在り方について検討を行う必要がある。

以 上

## 別表 被害回復が不十分な集団的消費者被害事例

集団的被害事例	概要	集団的救済制度の必要性
1 外国語学校解約精算金請求	2007年4月に当時最大手の外国語学校であったNOVAの解約清算規定の違法性が最高裁判所の判断によって確定した。しかしながら、その後の同社の破たんが具体的には予期されていなかった時期においても、数十万円から時には百万円近い被害額の回復のために、1～2万円の当初費用で原告団に参加することができるとした被害救済弁護団に対して、現実に依頼して原告となった被害者はわずか数十名にとどまった。	既存の弁護団方式により、当初費用の低額化と委任手続きの簡易化を図っても、数十万円から100万円近い被害額の回復のために弁護団に依頼する被害者はごく僅かである。
2 英会話教室不当勧誘	適格消費者団体消費者支援機構関西は、2008年6月に大学生向けの英会話教室を運営する会社に対して違法勧誘行為の差止請求をした。同運営会社は、同年5月に全社員研修等を実施してすでに違法勧誘行為は行われていない等と回答したが、同団体が今後違法勧誘をしない旨の誓約や違法勧誘行為に基づいて契約締結に至った顧客からの契約取消要求に応ずるべきこと、新たに違法勧誘行為が判明した場合は違約金を支払うべきこと等を内容とする誓約書の提出を求めたところ、同会社がこれを拒否したため同団体は差止訴訟の提起をするに至った。	差止請求だけでは、事業者は「今はしていない。」と言えば済むという対応になりがちで、特に適格消費者団体から事業者に対し過去の被害者への対応を求めても応じない例は多い。
3 定額補修分担金	適格消費者団体京都消費者契約ネットワークは、2008年2月に数多くの借家を手掛ける不動産業者に対していわゆる定額補修分担金条項の使用差止を求めた。しかしながら、同不動産業者は、2007年6月以降の契約においては同条項は使用していないと回答するのみで、同条項に対する見解を示すことも、将来の同条項の不使用約束や違反時の違約金約束を盛り込んだ誓約書の提出も拒否した。加えて、すでに同条項を付した借家契約については、同条項を削除せず同条項を含む従前どおりの内容で合意更新を続けていたため、同ネットワークは差止訴訟の提起をするに至った。なお、差止訴訟において、当該業者は当該条項は消費者契約法に違反しないとの見解を示している。	

4	クレジットカード月額返済金額一方的変更	<p>適格消費者団体消費者支援機構関西は、2007年5月以降、クレジットカードのキャッシング及びローンカードサービスについて、一方的に月額返済金額の変更を顧客に通知するに等しい対応を実施した金融機関に対し、その内容を問い合わせるとともに顧客対応の改善等を求めた。しかしながら、当該金融機関は、ローンカードについては顧客から明示の了解を得る方法に切り替える対応をしたものの、キャッシングについてはすでに変更した返済額による引き落としを開始したとの理由で、適切な対応を取らないまま今日に至っている。これによって唐突に月々の返済額が増えたため生活設計を狂わされた顧客が相当数存在すると推察される。これらの顧客の多くは、同社に電話してもつながらずまま契約内容の変更を拒否する術もなくあきらめざるを得なかったものと考えられる。</p>	<p>月額返済金額の変更は、繰り返し行われる行為ではないので、「事業者が将来に向けて同様の違法行為を行うおそれ」を要件とする差止請求権を行使する余地は少ない。したがって、現行の消費者団体訴訟制度では、事業者による過去の一回的行為によって多数の消費者が被害を被ったような場合には、全く対応できず、事業者に自主的に対応する気がないかぎり、消費者は泣き寝入り強いられている。</p>
5	当選商法	<p>当選商法でデジタル放送サービス契約を締結し、23か月以内に解約した消費者から加入金相当額を違約金として徴求していた事業者が、電気通信役務利用法に基づく総務省の行政指導を機に、過去に徴求した違約金を返金する(代理店に返金させる)ことを表明したにもかかわらず、当該返金に関するプレスリリースをホームページの深層部に置くのみで消費者向けに適切な案内をせず、適確消費者団体消費者支援機構関西から具体的な返金実施状況を質問してもこれに適切に回答しようとしなかった。</p>	<p>過去の不当行為について、表向きは消費者への返還を口にしながらも、その実行の場面で消極的な対応をすることで、実質的に返還を免れようとしている可能性が窺われても、現行制度ではなんら実効的な対応ができない。</p>
6	学納金返還請求	<p>大学、専門学校等が、長年にわたり、一旦受け取った授業料等学納金は一切返還しないと定める契約内容を採用していたが、そのような契約条件について一部無効とする最高裁判決がなされた。</p>	<p>個別に訴訟を提起した被害者以外の被害者に対して、最高裁判決に則った任意の学納金返還は進んでいない。</p>
7	個人情報漏洩	<p>大量の個人情報漏洩事故を起こした事業者が、大半の被害者に対して、損害賠償請求訴訟を提起したごく少数の被害者について裁判所が認定した損害額の10分の1に満たない少額クーポン配布しただけにとどまった。</p>	<p>個人情報漏洩に対して裁判所が認定する被害額は数千円から数万円程度であって、被害者一人一人に積極的な権利行使を期待することはおよそ不可能である。他方、個人情報漏洩事故では一度に大量の個人情報が流出する事が多く、大半の被害者が積極的な権利行使を断念することは、事業者が本来負担すべき巨額の賠償義務を免れることを意味し、多数の消費者の痛みの上に事業者の杜撰な情報管理体制が許容される自体を招きかねない。</p>

8	食品偽装表示	産地偽装、賞味期限偽装、等々。	食品偽装による損害額は、一件当たり1万円に満たないことが多い。偽装された食品を購入した消費者が個別に損害賠償請求権を行使することを期待するのは極めて困難である。
9	食中毒事件	15000人近い発症者を出した乳製品による大規模集団食中毒事件において、事業者は一時的な対応として3000円相当の商品券を持参する方法を取り、それに不服を述べる被害者に対しては、特に統一基準のない個別対応を実施。訴訟に至った5家族9名のうち、PTSDを発症した1名を除く被害が比較的軽度であった8名については、総額110万円の和解金が支払われた(被害者毎の個別算定無し)。	訴訟上の和解では、一人当たり10数万円の和解金が支払われる事案において、訴訟提起をした被害者は10名に満たない。訴訟上の和解以降に、事業者が訴訟当事者以外の消費者に新たな賠償措置を講じること無く、15000名近い被害者の大半は、これを大きく下回る商品券配布に甘んじざるをえなかったことになる。
10	投資詐欺事件	豊田商事事件、大和都市管財事件、ジーオーグループ事件、近未来通信事件、和牛預託商法、ワールドオーシャンファーム事件 等	事業そのものが違法行為である投資詐欺事件においては、既存の法制度のなかでは事件発覚時には事業者は「破綻」していることが多い。また、高齢者が被害者になる事も多い。したがって、既存の弁護士方式のみでは救済される被害者はごく一部にとどまる。詐欺商法については効果的な保全制度と、効率的な集団的被害救済制度が必要である。
11	敷金返還請求	敷引条項を無効とする判決が複数存在している。	同じ事業者が、無効とされたものと同じ条項に基づいて過去に個別訴訟当事者以外の多くの賃借人から収受していた敷引額について、任意の返還は進んでいない。個別訴訟の結果を広く周知することは困難であり、かつ、敷引金額はほとんどの場合数十万円以下であるため多くの賃借人に個別の権利行使を期待することは困難である。また、適格消費者団体には差止請求権しかないため、対応不能。